

介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

介護予防訪問リハビリテーション利用料（１割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援者
基本報酬（２０分１回）	298
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※１	6
１日当たりの負担額 （当施設の場合 １日２回の実施）	608
利用開始から１２月を超えた場合 ※２	- 30
介護職員等処遇改善加算 ※３	介護サービス費の合計の 1,000 分の 15
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※４	介護サービス費の 100 分の 15
短期集中リハビリテーション実施加算 ※５	200

介護予防訪問リハビリテーション利用料（２割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援者
基本報酬（２０分１回）	596
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※１	12
１日当たりの負担額 （当施設の場合 １日２回の実施）	1,216
利用開始から１２月を超えた場合 ※２	- 60
介護職員等処遇改善加算 ※３	介護サービス費の合計の 1,000 分の 15
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※４	介護サービス費の 100 分の 15
短期集中リハビリテーション実施加算 ※５	400

介護予防訪問リハビリテーション利用料（３割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援者
基本報酬（２０分１回）	894
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※１	18
１日当たりの負担額 （当施設の場合 １日２回の実施）	1,824
利用開始から１２月を超えた場合 ※２	- 90
介護職員等処遇改善加算 ※３	介護サービス費の合計の 1,000 分の 15
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※４	介護サービス費の 100 分の 15
短期集中リハビリテーション実施加算 ※５	600

【別表 - １の利用料項目※１～５の内約】

- ※１ 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供するリハビリテーション専門職のうち、勤続年数が７年以上の者がいる場合に算定します。
- ※２ 利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えた場合、１回につき減算します。
- ※３ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の１５に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、１月につき加算されます。
- ※４ 厚生労働大臣が定める特別地域に所在する事業所が訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。１月の介護サービス費の合計の１００分の１５に相当する額が「特別地域訪問リハビリテーション加算」として、１月につき加算されます。
- ※５ 退院（所）日、又は認定日から起算して３月以内の期間に、１週に概ね２日以上、２０分以上の個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。